

## 使用開始と中止には届出を

水道の使用を開始するとき、転居等で使用中止するとき等には、水道課へ届出が必要です。マンションやアパートでは1室ごとに届け出てください。

水道の使用を開始・中止等をする際は電話等で同課にご連絡ください（平日 午前8時30分～午後5時15分まで）。

行田市水道課 048-553-0131

なお、インターネットによる電子申請をご利用いただけますと、原則24時間365日いつでも手続きが可能です。ご利用の際の詳細については下記の市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.gyoda.lg.jp/16/01/11/todoke.de.html>



## 夜間納付窓口のご利用を

金融機関・コンビニでの納付以外でも下記のとおり水道料金お支払いのための夜間納付窓口を開設していますので、ご利用ください。

年 月	開 設 日 (火曜日)		
令和3年 2月	16日		
3月	2日	16日	30日
4月	6日	20日	
5月	11日	25日	
6月	8日	22日	
7月	13日	27日	
場 所：行田市大字前谷1番地1 水道庁舎 (西部配水場内)			
時 間：午後7時まで			

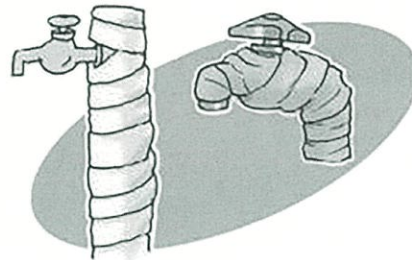
## 寒い朝は水道管も凍えます 水道管に冬の装備を

気温がマイナス4度以下になると、防寒の不十分な水道管は凍ったり、破裂したりします。特に多いのは、次のようなところ です。

- 屋外でむき出し
- 建物の日陰
- 風当たりの強いところ

### 防寒のしかた

- 蛇口付近が破裂しやすいので、保温材(毛布等)で上まで包んでください。さらにビニール等を巻き、保温材が濡れないようにします。



- また、メーターボックスの中に使い古しの毛布や布切れなどを入れ、そのボックスの上に段ボールなどをのせて保温します。

### 水道管が破裂したときは

- メーターボックス内にある止水バルブを閉じ、指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

### 水道管が凍って 水がでないときは

- タオルなどをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かします。  
※急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので注意しましょう。



広告

## 行田市水道工事業協同組合

行田市のみなさまの水を守り続けています

行田市大字長野4913-3

TEL 048-553-5117